

平成24年 1月23日

守山市長 宮本 和宏 様

守山市特別職報酬等審  
会長 東 寛 倍



市長等の給料の額ならびに非常勤の行政委員会委員等の報酬に関することについて (答申)

平成23年12月22日付け守人事第456号で貴職から諮問のあった標記の件について、厳正かつ慎重に審議を行った結果、下記の結論に達したので答申します。

記

1 諮問第1号 (市長、副市長および教育長の給料の額) について

市長、副市長および教育長の給料の額については、平成16年4月に引下げ改定以降据え置かれているが、今日の社会情勢および本市の財政状況、民間企業の動向、県内他市の状況、職員給与との均衡ならびに市民感情への配慮等、諸般の事情を総合的に検討した結果、現行のまま据え置くことが妥当との結論に至った。

なお、宮本市長をはじめ副市長、教育長には、今後の守山市政の推進を大いに期待するものである。

2 諮問第2号 (非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法およびその額) について

行政委員会委員の報酬については、滋賀県の行政委員に係る最高裁判所の判決および県内他市の状況を勘案した中で慎重に検討した結果、公平委員会委員および固定資産評価審査委員会委員の報酬については日額とし、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の委員については、月額とすることが適当であり、公平委員会委員および固定資産評価審査委員会委員の報酬の額については、県内他市の額を参考に日額6,000円とし、公平委員会および固定資産評価審査委員会以外の行政委員会については、現行のまま据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

なお、各行政委員会におかれては、会議等以外の勤務についても実績の把握に積極的に努められ、今後においても、適正な支給方法および額について適宜検討する機会を持つことが望ましい。